

第VIII編 步掛

第 1 章 一般事項	25
第 2 章 共通設備	27
第 3 章 電気設備	62
第 4 章 通信設備	153
第 5 章 電子応用設備	241

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項 ----- 26

第1節 一般事項

1. 通則

本歩掛は、共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適當又は困難であると認められる場合を除く。

2. 適用

- (1) 本歩掛は、標準歩掛を示すもので、必ずしも全ての場合に適用し得るものではなく、実際の運用に当たっては、この標準歩掛を基準にして次の諸条件を勘案するものとする。
 - 1) 気象条件
 - 2) 施工箇所の土質、地形及び立地条件
 - 3) 工事量と工期
 - 4) 特殊作業
 - 5) 交通条件
 - 6) その他
- (2) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。
- (3) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の 0.5 倍とする。

ただし、「再使用しない場合」は、原則として 0.2 倍とし技術者、技術員は、電工に置き換えて計上するものとする。
- (4) 電気通信関係の据付・調整工事で個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の 2 台目（基目）以降は、1 台（基）につき、基本歩掛の 0.7 倍とする。

ただし、低減は小さい方を対象とする。
- (5) 本歩掛以外の作業種別は、別途積み上げ計上するものとする。